

三木市教育振興基本計画

**平成 24 年 7 月
三木市教育委員会**

目 次

はじめに	・・・	1
第1部 計画の基本的事項		
1 計画策定の趣旨	・・・	2
2 計画の位置づけ、期間	・・・	3
第2部 教育をめぐる現状と課題		
1 社会情勢の変化	・・・	4
2 本市教育の成果と課題	・・・	6
第3部 三木市のめざす教育	・・・	10
1 子ども一人一人の力を伸ばします	・・・	10
(1) 幼児期の教育の充実	・・・	11
(2) 「確かな学力」の向上	・・・	12
(3) 「豊かな心」の育成	・・・	13
(4) 「健やかな体」の育成	・・・	14
(5) 特別支援教育の充実	・・・	15
2 魅力ある学校園づくりをすすめます	・・・	17
(1) 学校の組織力の向上	・・・	17
(2) 教職員の資質・指導力の向上	・・・	18
(3) 開かれた学校づくりの推進	・・・	19
(4) 安全・安心な教育環境の整備	・・・	19
3 人と人とのつながりを大切にする生涯学習をすすめます	・・・	21
(1) 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進	・・・	21
(2) 地域・家庭の教育力の向上	・・・	22
(3) 学びたいときに学べる環境の整備	・・・	23
(4) 地域に根ざした生涯学習の活性化	・・・	23
(5) 市民ニーズに対応した図書館の充実	・・・	24
(6) 生きがいとうるおいを感じる文化の育成	・・・	24
(7) 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興	・・・	26
資料編		
(1) 体系図	・・・	27
(2) 教育基本法	・・・	30

は じ め に

少子高齢化や核家族化の進行、高度情報化やグローバル化の進展等の社会の環境や構造が変化する中で、家庭や地域の様子、人々の価値観、情報の量やスピード、安全・安心の確保など教育を取り巻く環境も大きく変化してきました。この結果、家庭や地域における教育力の低下、生活習慣の乱れ、子どもたちの規範意識や学ぶ意欲、体力・運動能力の低下などが指摘されるようになってきました。

このような中であって、一人一人が自立して、また、他と協調しながらその生涯を切り拓いていく力を持つとともに、社会の構成者として公共の精神を自覚し、社会の一員としての役割を主体的に果たすために必要な力を培うことが求められています。

三木市では、近年「一人一人が夢や志を持ち、心豊かに元気よく躍動する教育」の実現をめざして取組を進めてきました。学校教育においては「心の教育」の充実や情熱ある教職員の育成、安全・安心な学校園づくり、社会教育では人権尊重のまちづくりの推進や生涯学習機会の拡大・充実等に取り組むとともに、文化振興ビジョン及びスポーツ振興ビジョンを策定し、文化・スポーツの振興に努めてきました。

この度は、これまでの本市教育の成果や課題を踏まえたうえで、国や兵庫県の教育振興基本計画を参酌しながら、教育のさらなる振興のための中期的な施策に関する基本的な計画を策定しました。この計画の実践により、一層の教育の充実・向上をめざしてまいります。

平成24年7月

三木市教育委員会

◆第1部◆ 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、制定から60余年を経て、教育基本法の全部が改正されました。改正教育基本法においては、わが国の教育をめぐる現状と課題を踏まえたうえで、「個人の尊厳」や「人格の完成」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を大切にしつつ、公共の精神を尊び、社会の形成に参画し、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進するとされています。

また、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法第17条第1項で、国に対して教育振興基本計画の策定を義務付けるとともに、同条第2項で、地方自治体に対しても国の計画を参酌した教育の振興のための基本計画の策定を努力義務として課しています。

これを受け、兵庫県では中期的な取組みの考え方や具体的施策を示す基本的な計画「兵庫県教育基本計画」（ひょうご教育創造プラン）が策定されました。

そこで、本市においても、教育基本法の規定に基づき、国及び県の計画を参酌しながら、今後、中期的（6年間）に取り組むべき教育の基本的な方針や施策を総合的・体系的に示すことを目的として、「三木市教育振興基本計画」を策定しました。

今後、この計画に基づいて各種の事業に取り組み、“「心豊かに元気よく学び続ける」ひとづくり”という三木市の『教育目標』の実現をめざした教育を推進していきます。

2 計画の位置づけ、期間

三木市教育振興基本計画は、これまでの本市教育の取組を踏まえ、教育に寄せられた今日的な要請に応えるべく、理念としての『教育目標』と理念を3つの分野別に具体化した『重点目標』を定めるとともに、それらを実現するための16の『重点課題』と39の『主要施策』を示しています。

また、この計画は、本市の教育振興に関する中期的な総合計画であり、公立学校や社会教育、家庭教育、生涯学習、文化・スポーツなど教育施策全般を網羅した内容となっています。

計画期間は、平成24年度から国の教育振興基本計画の目標年度である平成29年度までの6年間とします。期間最終の平成29年度には計画の見直しを行い、平成30年度からの第Ⅱ期計画を策定します。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
【Ⅰ期】 三木市教育振興基本計画									
					見直し				
						【Ⅱ期】 三木市教育振興基本計画			

計画の期間中は、毎年度作成する「三木市教育の基本方針」において、計画を具体化するため当該年度に実施する施策や事業を示すとともに、毎年度、取組状況について外部評価者を加えた点検・評価を実施しながら、全期間を通して計画目標が達成できるように、進行管理を行うこととします。

◆第2部◆ 教育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

日本の人口は、平成17年には死亡数が出生数を上回る初めての自然減となり、平成19年以降は減少数が増加し続けています。年齢区分別では、老年人口比率が過去最大を更新し続け、逆に年少人口は減少しています。

三木市においても、平成22年と平成17年に実施した国勢調査を見ると、この5年間で3,352人減少しています。内訳では15歳未満が9.17%、15歳から64歳までが10.03%それぞれ減少し、逆に65歳以上が17.45%増加しており、少子高齢化が相当進行している様子が見えます。また、世帯総数は3%の増加を見ており世帯人数の減少が進んでいます。

このような中、異年齢の子どもたちが地域で群れて遊ぶというような子ども社会の形成が困難となり、人間関係やルールを学ぶといった社会生活の基盤を培う体験の機会が少なくなっています。また、核家族世帯の増加は、家庭の教育力の低下をもたらす規範意識や倫理観の形成に支障が生じているといわれています。さらに、学校の小規模化については、子どもの健やかな成長への課題とならないよう、その進行状況を注視していく必要があります。

(2) 価値観やライフスタイルの変化

個人の価値観は、高度経済成長を経験し、都市化や少子化が進展する中で集団よりも個を重視する傾向に変化し、多様化しています。

価値観の多様化はライフスタイル全般に及び、自分らしい生き方を選択することを可能にする一方で、自分さえ良ければ良いとする履き違えた「個人主義」の広がり、規範意識や倫理観の低下、また、責任の自覚や正義感、志の欠如などが指摘されています。

(3) 急速な情報化の進展

情報通信技術の発展により、コンピュータや携帯電話などが広く普及し、日常生活が大きく変化しています。

このような中、大量の情報の中から取捨選択したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する能力とともに、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信など、影の部分への対応が求められています。

そのため、人権尊重の視点に立った情報活用能力の向上を図るなど、高度情報社会に主体的に対応できる能力の育成が課題となっています。

(4)グローバル化の進展

国際社会のグローバル化は、経済活動や人の往来、情報や文化の広がりなど日常生活において幅広く及んでいます。子どもたちにグローバル社会に生きる力を育むとともに、本市には多数の外国人が居住し、外国人園児児童生徒も在籍していることから、民族や国籍を異にする人々が互いに自他の文化や習慣を尊重し、共に生きる心を育む多文化共生の学習を一層推進する必要があります。

(5)家庭・地域社会の変化

少子化や核家族化の進行、価値観、ライフスタイルの多様化などの変化は、家庭環境や地域コミュニティにも大きな影響を及ぼしており、生活習慣の確立や倫理観の形成への支障、地域活動への参加の減少などが指摘されています。

また、「全国学力・学習状況調査」¹において、基本的な生活習慣や多様な体験活動の経験、家庭におけるコミュニケーション等の質・量と学力との相関関係が指摘されているところです。

学校・家庭・地域が強く連携し共通理解を図りながら、子どもたちの「生きる力」を育む取組の充実が強く求められています。

(6)教職員の世代交代

戦後のベビーブームを含む昭和20年代生まれの世代が定年退職を迎え、技の継承が様々な分野で重要課題となっています。学校現場でも教職員の年齢構成が急激に変化しており、スムーズな世代交代が求められています。

本市においても、これまで本市教育を担ってきた団塊世代の教職員が定年を迎え、若手世代が急増しつつあります。先輩教職員が培ってきた豊富な経験と知識、指導技術を、三木市学校教育の財産として、後に続く世代に継承し、発展・進化していくことが大きな課題となっています。

(7)生涯学習社会の変化

多様な価値観の広がりの中で、人々が、心豊かに、いきいきと暮らし、自己を実現することができるよう、生涯にわたって、いつでもどこでも学べる生涯学習社会の実現が求められています。また、これらの学習の成果を、福祉や教育への支援の取組などを通して、住みよい地域づくりをめざす市民活動の展開へと発展させることが重要です。

¹ 「全国学力・学習状況調査」……全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、平成19年度より小学6年生及び中学3年生を対象に全国的に実施している。

2 本市教育の成果と課題

(1) 確かな学力の育成

児童生徒一人一人を大切にしたい、きめ細かな指導をめざして少人数指導や同室複数指導²、ICT³の活用等によるわかる授業の創造、補充的・発展的な学習活動といった指導方法や指導体制の工夫改善に取り組んできました。また、学習の手引きを活用し家庭と連携した学習習慣の確立に努めてきました。

これらの取組により、毎年実施している基礎学力定着化事業⁴では、平成21年度実施の小中学校国語、平成22年度実施の小学校算数、中学校数学の学力検査において、どちらも全国平均を上回る結果が出ています。

今後は、新学習指導要領⁵の改訂内容を踏まえ、児童生徒に生きる力を育むために一層の創意工夫を活かした特色ある教育活動の展開が必要です。

そのために、体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに児童生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるような工夫が必要です。また、教師の指導力向上、新学習システム⁶の推進や個に応じたきめ細かな指導の一層の充実、義務教育9年間を見通した連続性のある教育の実施などが求められています。

(2) 豊かな心の育成

三木市ではこれまで、命の尊厳を実感できる、あたたかいまなざしあふれる人権尊重の学校文化の創造に向け、さまざまな人権課題の解決に向けた学習を充実させるとともに、「いじめ・不登校総合対策事業」⁷「スーパーカウンセラー事業」⁸「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」⁹等を展開し、「心の教育」の充実を図ってきました。

しかしながら、変化の激しい社会状況が今後も予想される中においては、子どもたちが、新たな時代を拓き、自らの夢や希望を実現させるためには、自尊

² 同室複数指導…発達段階や学習状況に応じて、1つの教室で複数の教員が協力して指導することで、きめ細かな指導を充実し、学習・生活習慣を確立させ、学力の定着や個性の伸長を図るもの。

³ ICT…Information Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。情報通信技術とも言う。IT(Information Technology)と同義で使われる。

⁴ 基礎学力定着化事業…学習到達度を測るため、全小中学校で一斉に統一試験を実施する。試験結果をもとに教科指導の課題や指導方法の検討を行う事業。

⁵ 新学習指導要領…学校で教える教科の内容を、学校教育法施行規則の規定により定めたもので、新学習指導要領は、小学校は平成23年4月から、中学校は平成24年4月から完全実施される。

⁶ 新学習システム…一人一人の個性や能力の伸長と基礎学力の向上を図るため、きめ細かな指導を進めることを目的に、兵庫県教育委員会により「新学習システムの推進指針」が策定された。指針では、少人数指導や小学校高学年での教科担任制の導入、中学校におけるきめ細かな指導などが提示されている。

⁷ 「いじめ・不登校総合対策事業」…いじめ・不登校の早期発見・対応にあたるため「いじめ・不登校相談員」を学校へ派遣するとともに、不登校児童生徒に対して体験活動を通して改善を図る「不登校対策指導員」を派遣する事業。

⁸ 「スーパーカウンセラー事業」…臨床心理士の資格を持つカウンセラーを配置し、不登校児童生徒等の保護者や、対応する教員などを支援する事業。

⁹ 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」…言語や文化の異なる外国人児童生徒の受け入れ体制を整備するとともに、生活や日本語指導を実施するなど、外国人児童生徒の自己実現を支援する事業。

心や自立心など道徳性をはじめとした「心の教育」のさらなる充実が求められています。また、ふるさとの自然、人、歴史、伝統、文化などについて学びふるさとを愛し誇りに思う、三木市の次代を担う人づくりが課題です。

(3) 健やかな体の育成

体が大きく変化する学齢期¹⁰において、体に関する知識を高め、多くの運動経験を積むことを通して、子どもたちは健康や体への関心を高めていくこととなります。そうした意味では、保健体育の授業や部活動など学校教育が大きな役割を担ってきました。

また、各学校ではPTA、学校医、養護教諭などをまじえた学校保健委員会が組織され、健康教育や食育について家庭・地域との連携を進めてきました。

平成24年度から完全実施となる新学習指導要領では保健体育の授業時数が増加し、健全な体の発育・発達に向けて学校教育に対するニーズがより一層高まっていることから、効果的な運動プログラムの作成や、健康教育の充実を図る必要があります。

(4) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

平成19年度に特別支援教育がスタートして以来、各学校園においては、特別支援教育コーディネーター¹¹を配置するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援のあり方について考えていくために校(園)内委員会を設置しました。また、特別支援教育推進の方向性、推進体制の構築、推進上の課題について考える「三木市特別支援教育推進専門委員会」を設置し、その成果を各学校園での取組にフィードバックしてきました。

さらに、乳幼児期から就労、成人期までライフステージを通じて切れ目のないスムーズな相談や支援の実現をめざして、平成20年度から「あんしん相談」¹²や巡回相談等の体制についても整備を進めてきたところです。

しかし、障がいのある子どもを持つ保護者にとって、乳幼児期から就労期までの特別支援体制の流れが見えにくく、特に教育における障がいのある子どもへの支援について、具体的な仕組みを示す時期にきています。

(5) 安全・安心で信頼される学校園づくり

個々の子どもの持つ課題や保護者の学校に対する要望が多様化する中で、学校が迅速かつ的確に対応することや積極的に情報公開することが重要です。

そこで、管理職をはじめ教職員が教育の専門家としての力量をいかに高めて

¹⁰ 学齢期……学校に就学して教育を受けることが適切とされる時期。義務教育の期間。

¹¹ 特別支援教育コーディネーター……特別支援教育を推進するために中心的な役割を担う校内の担当者のこと。主に、①校内委員会・校内研修の企画運営②関係諸機関・学校との連絡・調整③保護者に対する相談窓口などの役割を担う。

¹² 「あんしん相談」……支援の必要な子どもや障害のある人のための相談。子育てや療育、教育や進路、福祉サービスや仕事などについて、本人や家族からの相談やアドバイスを行う。市関係機関が連携し、子どもから大人までそれぞれのライフステージにあわせた相談ができる。

いくつかが課題となっています。

また、オープンスクールの取組やホームページ等による情報発信、学校アンケート等による学校評価を実施するなど、地域に開かれた学校園づくりに努めてきましたが、今後も学校、家庭、地域社会が一体となった学校園づくりを進める必要があります。

登下校時や学校での安全対策については、「人の目の垣根隊」¹³の協力や学校安全指導員の配置等により効果を上げるとともに、三木市学校防災マニュアル¹⁴に基づき、災害発生時の初動体制や基本行動についても訓練を重ねてきました。

ハード面においては、平成23年度に小・中学校の耐震化が完了しました。しかし、三木市の学校園は、昭和50年代に建築された建物が多く、全体的に老朽化が進んでいるため、計画的な老朽改修と非構造部材の耐震化¹⁵を進めることが課題となっています。

(6)人権尊重の文化に根ざしたまちづくり

三木市では、平成13年1月に「人権尊重のまちづくり条例」を施行し、すべての人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、さまざまな人権課題について幅広く取組を進めてきました。

特に、地域における人権教育・啓発の取組については、各公民館が地区人権・同和教育推進協議会の事務局として、指導者・リーダー研修会を実施し、各自治会での住民学習会を推進してきました。

また、市民じんけんの集い、同和教育セミナー、人権フォーラムの開催や各公民館の生涯学習講座における人権学習の実施などとともに、新たな取組として人権紙芝居の制作や市民人権劇団による人権劇の公演を行い、高い評価を得ています。

このような取組を通して、同和問題をはじめ幅広い人権課題に対する理解や認識が進む一方で、メールやインターネット上での差別書き込みや児童虐待、高齢者・障がい者の権利侵害など、日常生活のさまざまな場面で人権侵害が発生しています。とりわけ同和問題に関しては、三木市が実施した平成18年度の「部落差別に関する実態調査」及び平成22年度の「人権に関する市民意識調査」において、結婚問題をはじめ潜在的な差別意識が依然として払拭されていないことが明らかになり、課題解決に向けた一層の取組が必要となっています。

¹³ 「人の目の垣根隊」……子どもを犯罪や事故から守るため、登下校時に付き添いや立番などの見守り活動を行っている。平成17年発足。

¹⁴ 三木市学校防災マニュアル……災害発生時、子どもたちの安全を確保するために、緊急配備態勢や行動、引き渡し、避難所開設、学校再開など、基本的な対応を示したマニュアル。

¹⁵ 非構造部材の耐震化……「非構造部材」とは、天井や窓、照明器具、備品類など建物の構造体と区別した部材のこと。大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊のみならず、天井の落下や備品の転倒による被害も想定されることから、非構造部材の耐震化も推進する必要がある。

(7)ライフステージに応じた生涯学習の振興と家庭の教育力の向上

市民がそれぞれの趣味や学びを通して、自分を高めることに喜びや生きがいを感じ豊かな心を育む、生涯学習のための環境整備がますます求められています。

三木市では、市内の10公民館で、それぞれ女性セミナーや高齢者教室、各種専門教室などの生涯学習講座に取り組み、平成22年度の実施状況では、講座の開催は延べ930回、参加者は延べ26,141人となっています。

このほか、知識や技能を有する市民の力を活用した「みっきい生涯学習講師団」¹⁶事業の実施や高齢者大学・大学院の開設、吉川・青山地区に増設し一層の充実を図った図書館などを通して学習機会の提供に努めてきました。

今後、ますます多様化する生涯学習に対するニーズに応えていくとともに、学んだ成果を活かすことのできる社会を築いていくことが課題です。

また、家庭教育については、親と子の信頼関係を基にしたしつけを通して、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身に付けさせ、人間関係の形成など生き方の基本を育てる極めて重要な役割を果たすことから、家庭がその意義を十分理解し主体となって推進が図られる必要があります。そこで、それぞれの家庭の自主性を尊重しつつ、学びの機会や情報の提供、相談体制など総合的な施策を推進することが重要となっています。

¹⁶ 「みっきい生涯学習講師団」……さまざまな知識や技能を持ち、それらを地域社会に役立てたいと考える個人や団体を講師として登録し、市民活動や研修の講師として派遣するもの。

◆第3部◆ 三木市のめざす教育

**「心豊かに 元気よく 学び続ける」
ひとづくり**

三木市では、“「心豊かに元気よく学び続ける」ひとづくり”を教育目標に定め学校教育や社会教育に取り組んでいます。

学び続けることにより「人格の形成」をめざし自己実現を図るとともに、この社会を構成する一人として、より良い社会を維持していくために、公共の精神を育んでいくことが大切です。

また、一人一人を大切にしたいより良い社会をつくるためには、人が共に繋がりながら社会に貢献できる主体性あるひとづくりに一層重点を置き、教育を進めることが重要です。

そこで、三木市では、子どもたちはもちろんのこと、市民一人一人が夢や志を持ちながら、心豊かに元気よく躍動する教育の実現をめざします。

そのための重点目標として、次の3つの柱を掲げます。

【3つの柱(重点目標)】

- 1 子ども一人一人の力を伸ばします**
- 2 魅力ある学校園づくりをすすめます**
- 3 人と人とのつながりを大切にする生涯学習をすすめます**

1 子ども一人一人の力を伸ばします

高い教育水準と教育機会の均等化の実現は、戦後わが国の発展に大きな役割を果たしてきました。

経済も大きく発展し、人の往来が豊かになった反面、「孤独」や「寂しさ」「人間関係の希薄化」など、現在社会が抱える共通した諸問題も顕在化しています。

子どもたちの生活においても、豊かで便利な社会への発展は、大きな変化をもたらしました。インターネットや携帯電話、テレビゲームなどの普及は、家族での団らんや子ども同士の遊び、あるいは人と人とのふれあいの機会などを減少させただけでなく、メールやインターネットを利用する機会が増え、大人の知らないところで、出会い系サイトなど心身の健やかな成長を阻害する内容の情報にさらされ、トラブルに巻き込まれる危険性が增大しています。

このように社会の複雑化や構造変化が進む中であって、子どもたちが歩む方向を見失うことなく、夢や希望を持ち続け、自立して社会の中で豊かな人生を送るための力を身につけるには、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校が子どもたちの発達段階に応じて適切な教育を連携して行い、円滑な接続が図られなくてはなりません。

さらに、特別な支援を必要とする子どもたちについては、よりきめ細かな支援、指導を行い、自立し社会参加するために必要な力を育むことが求められています。

このため、学校教育にあたっては、教育基本法に基づき、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」を育み、心身ともに健やかな市民として成長し、自己の可能性を切り拓くことができるよう、以下に掲げる教育を推進します。

(1) 幼児期の教育の充実

幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児一人一人の興味・関心に基づいた直接的・具体的な体験を通して、「生きる力の基礎」を育成します。そのために、幼児理解を深め、幼児の特性や発達の課題を把握し、一人一人のよさが発揮できるように指導の工夫と発達に必要な環境づくりに努めます。

友だちや教職員とふれあう活動を通して、自分の気持ちを調整する力を身につけたり、決まりの必要性に気づいたりして規範意識をはじめとする道徳性の芽生えを培い、人とかかわる力を育てます。

また、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を図るため、保育所（園）・幼稚園・小学校は、地域子どもたちを共に育てる視点をもち、今後の成長を見通して、心身の発達、生活や学びの連続性について相互理解を深めます。

【施策と実践項目】

健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実

- 道徳性の芽生えを育む保育の推進
- 幼児理解に基づく指導の充実
- 保幼小の連携の推進

(2)「確かな学力」の向上

子どもたちに確かな学力を身につけさせるために、主体的に学習に取り組む態度を養います。基礎的・基本的な知識の習得をはじめとし、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力をバランスよく伸ばしていきます。

このため、全てのコミュニケーションの基礎となる言語活動を大切にし、少人数指導や補充的な学習といった個に応じたきめ細かな指導を一層充実するなど、指導方法の工夫と改善に努めます。

また、自らが問題を発見し解決するなど生きる力を養うため、体験による学習を大切にし、興味や関心を促します。

さらに、子どもたちの学びが円滑に接続されるよう、小中学校の9年間を見通した一貫性・連続性のある教育により、豊かな人間性、社会性、自立性を伴った学力を育みます。

【施策と実践項目】

① 学力向上方策の充実

- 少人数授業によるきめ細かな指導
- 理数教育の充実
- 学習タイム¹⁷の実施

② 言語活動の充実

- 思考力、判断力、表現力の育成
- 共に学びあう子どもの育成
- 読書活動の推進

③ 校種間連携の推進

- 各中学校区の特徴を生かした連携教育の推進
- 9年間を見据えた指導の共有

¹⁷ 学習タイム……一般的には、モジュール学習とも呼ばれる。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と学習習慣を確立するための10分間程度の小単位の学習を組み合わせる学習活動。

④ キャリア教育の推進

- 一人一人のニーズにあった進路指導の充実
- 望ましい職業観、勤労観の育成

⑤ 教育の情報化の推進

- 教科等の指導におけるICTを活用した分かる授業の推進
- 情報活用能力の育成
- 情報モラル教育¹⁸の推進
- 校務の情報化の推進による教育活動の質の向上

(3) 「豊かな心」の育成

三木市においても、子どもたちをとりまく環境の変化等により、生命を尊重する精神や自分を大切にできる気持ちの乏しさ、自立の遅れ、倫理観や社会性の不足、規範意識や人間関係を形成する力の低下が指摘されています。

そこで、「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」に基づき、あらゆる学習機会をとらえた人権教育の取組を通して、人権の普遍性と正当性についての認識や理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けた意欲と態度を育みます。それらの課題を解決するため、教育活動全体の中で、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育む道徳教育と、人権尊重の精神を育む人権教育を実践し、道徳性と人権感覚を身につけた児童生徒の育成を図ります。さらに、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し誇りに思い、未来を開く主体性のある児童生徒を育成します。

また、一人一人の児童生徒を多面的・共感的に理解し、人間的なふれあいを基盤とした生徒指導を推進します。そのためには学校内における生徒指導体制、教育相談体制を確立するとともに、校種間、地域、関係機関と連携し、いじめや不登校等児童生徒の様々な問題に対して、迅速かつ的確な対応に努めます。

さらに、集団宿泊体験や職場体験など多様な体験活動を通して、望ましい社会性の育成を図ります。

【施策と実践項目】

① 自己実現と共生をめざす人権教育の推進

- 温かいまなざしあふれる人権尊重の学校文化の創造
- ユニバーサル社会¹⁹をめざす教育の推進

¹⁸ 情報モラル教育…情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育てる教育。

¹⁹ ユニバーサル社会…障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、だれでもが地域社会の一員として支えあう中で一人一人が持つ力を発揮し、安心して元気に活動できる社会。ユニバーサルは、「普遍的な、すべての人の」などと訳されている。

- ② 我が国と郷土を愛するとともに多文化共生社会の実現をめざす教育の充実
 - ふるさとに学び、ふるさとを愛する心の育成
 - 「金物ふれあい体験」などふるさとのよさを実感させる体験活動の充実
 - 違いを認め、共に生きようとする意欲や態度の育成
 - 外国人園児児童生徒への適切な支援の実施

- ③ よりよく生きる力を引き出す道徳教育の充実
 - 体験的な活動を生かした道徳的実践力の育成
 - 道徳の時間の充実
 - 推進体制の構築
 - 年間指導計画の充実

- ④ 児童生徒の内面理解に基づく生徒指導の充実
 - いじめ・不登校ゼロに向けた取組の推進
 - 相談体制の充実とその活用
 - 学校・家庭・地域の連携の推進

- ⑤ 体験教育の推進
 - 「自然学校」や「トライやる・ウィーク」等の体験活動の充実
 - 環境に関する科学的理解と実践力を育む環境教育の推進
 - 自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育む体験型環境学習の充実
 - 三木の歴史と文化を体験できる教育の推進

(4) 「健やかな体」の育成

児童生徒が健康で豊かな生活を送るためには、自己の体力を知り、必要な知識を身につけることが大切です。学校教育においては授業や部活動等の体育活動を充実し、積極的に体力向上に取り組む姿勢を育成するとともに、運動習慣の確立を図ります。そのために新体力テスト²⁰等各種調査を実施し現状把握、課題改善に向け、取り組みます。

²⁰ 新体力テスト…昭和39年度以来文部科学省が実施する国民の運動能力を調査するための「体力・運動能力調査」で、平成11年度に全面改定された。小中学生を対象とした種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走(※)、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ(中学生はハンドボール投げ)。※持久走は中学生のみ。

大きく体に変化する学齢期において、各発達段階に応じた保健教育を実施し、自分の体の変化を知り、大切にすることを育てます。また学校医、地域、保護者などと連携しながら、児童生徒の規則正しい生活習慣の確立を目指します。

また、学校が家庭や地域と連携して、教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせます。

【施策と実践項目】

① 楽しさや喜びを実感させる体育の充実

- 新体力テスト等を活用した体力向上の課題把握と改善

② 生涯の健康の基礎を培うための健康教育の充実

- 学校保健委員会の充実
- 発達段階に応じた保健教育の実施

③ 食育の推進

- 家庭・地域と連携した食育の推進
- 食に関する指導計画の作成
- 地元産食材の使用
- 行事食、季節食などを取り入れた献立の工夫

(5) 特別支援教育の充実

現在、市内の各学校園において、さまざまな障がいのある園児児童生徒が学校園生活を送っています。今後も、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、三木市特別支援教育指導補助員を配置し、適切な指導及び必要な支援を行います。

障がいのある子ども一人一人がいきいきと学び育つためには、保護者と学校園（教職員）が共通理解のうえ、その子に合った適切な指導を行う必要があります。また、障がいのある子どもと周囲の障がいのない子どもたちが交流や共同学習を通して相互理解を図ることは、障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深める機会となり、極めて重要です。そのためにも、特別支援教育コーディネーターを中心に校園内委員会を開催し、実態把握や支援方法等の検討を行うほか、校園内研修の充実により、教職員一人一人が幅広い指導能力と技術を身につけることが重要です。

併せて、保幼小中特の校種間及び関係機関等との連携がスムーズに行われるような仕組みが必要です。あんしんコーディネーター²¹を核とする特別支援連携体制の一層の充実を図るとともに、特別支援学校には、その施設の特性や教員の高い専門性を生かし、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮することが期待されます。

また、特別支援教育への理解を広げ深めるため、研修機会の充実を図るなど啓発を行います。

【施策と実践項目】

① 連携体制の強化

- 校種間及び関係機関との連携
- 特別支援学校におけるセンター機能の活用
- サポートファイル²²の作成と活用

② 適切な支援の実施

- 教職員の指導力の向上
- 校園内体制の充実
- 個別の指導計画、教育支援計画等の充実
- 特別支援教育指導補助員等の適切な配置

③ 特別支援教育への理解・啓発の推進

- 教職員、保護者等に対する研修、理解・啓発の推進
- 啓発冊子の活用

²¹ あんしんコーディネーター……支援の必要な子どもや障がいのある人のための「あんしん相談」を担当するコーディネーター。子育て分野、教育分野、生活分野の3人の専門家がおり、連携協力しながら切れ目ないスムーズな支援をめざしている。

²² サポートファイル……支援の必要な子どもや障がいのある人が生活する中で、本人の特性やできること、配慮を必要とすることなどを、ファイル形式でまとめたものです。母子手帳の内容を詳しくしたようなもの。指導計画や教育支援計画も盛り込んでいる。

2 魅力ある学校園づくりをすすめます

今日、学校は、子どもたちに基礎的・基本的な学力や豊かな心、健やかな体の育成を図る学習指導や、基本的な生活習慣、自己指導力の育成を図る生徒指導を、家庭や地域と連携しながら進めなければなりません。

そのため、学校の組織的な運営力や指導力の強化を図り、機動力を高めながら、学校教育の課題を解決する「学校力」を強化・向上させます。併せて、高い資質と能力を備えた意欲と指導力にあふれる「信頼される教職員」の育成を図る取組を充実します。さらに、保護者や地域住民との緊密な連携・協力のもと、信頼と期待に応える学校づくりや創意ある教育活動を一層推進します。

また、適切な施設改修など子どもたちが安心して安全に過ごせる環境の整備を行うとともに、安全教育や防災教育を充実し、危機管理体制の確立を図ります。

さらに、学校園の再編整備について検討を行います。

(1) 学校の組織力の向上

現在、学校では学力の向上をはじめとして、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応など教職員が対応すべき諸課題が多様化、複雑化しています。さらに、家庭や地域社会との連携・協力の必要性も高まっています。このように多様な教育課題の急増に対し、教職員個人による対応から、学校が組織として適切に課題解決に取り組むことが必要となってきています。

各学校においては管理職のリーダーシップのもと、学級担任、専門的に課題に対応する教職員をはじめ、特別支援教育指導補助員やスクールカウンセラーを配置し、機能的に課題解決にあたります。

教職員の職務内容の特殊性を踏まえつつ、学校全体の業務改善を通じて教職員の業務負担の軽減や効率化を図り、学校組織が能動的かつ柔軟に諸問題に対応できる体制づくりに努めます。

【施策と実践項目】

- ① 学校の組織力の向上
 - 教職員の協働体制の確立
 - 学校運営に関する積極的な情報提供
- ② 学校事務改善の推進
 - 勤務時間の適正化の推進

- 学校業務処理の効率化
- 外部人材の活用推進
- 校務の情報化の推進

(2) 教職員の資質・指導力の向上

学校教育の成否は、児童生徒の教育に毎日直接携わる教職員にかかっているといっても過言ではありません。その質の向上は最も重要な課題の1つです。

学校を取り巻く多様な教育課題に応えるためにも、教職員の実践的な指導力や優れたコミュニケーション能力、磨かれた人権感覚が求められています。

ベテラン教職員の指導技術の伝承を念頭に、若年教職員やミドルリーダーなど、次世代を担う教職員の育成に取り組みます。教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質能力を確実に身につけられるよう学校内外において研修等を実施し、高い資質をもった教職員の育成に努めます。

また、さまざまな教育課題への対応が求められる中、ストレスの増大により、心身に変調を来す教職員がいる現状を踏まえ、教職員がその能力を発揮できるよう、管理職が中心になって教職員のメンタルヘルス・ケア²³に努めます。

さらに、教職員の時間外勤務が恒常化している実態があることから、勤務時間の適正化の推進にも積極的に取り組み、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めます。

【施策と実践項目】

- ① 次代を担う教職員の育成
 - 指導技術の伝承とOJT²⁴の推進
 - 教職員研修の充実
- ② 教職員の健康管理の徹底
 - 教職員のメンタルヘルスの保持及び増進
 - 多忙感の解消
 - ワーク・ライフ・バランス²⁵の推進

²³ メンタルヘルス・ケア……精神的健康の管理。

²⁴ OJT……On the Job Training の略。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能などを、意図的・計画的・継続的に指導し、取得させることで仕事に対する能力・力量を育成する活動。

²⁵ ワーク・ライフ・バランス……「仕事と生活の調和」と訳される。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できることを指す。

(3) 開かれた学校づくりの推進

子どもの健やかな成長のために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と機能を十分に理解し、強く連携して取り組んでいくことが求められています。

そのために学校は、家庭や地域社会の理解と協力を得ながら、経営方針や教育内容及びその成果と課題などを積極的に発信していくとともに、保護者、地域住民の意向を教育活動に取り入れるなど、特色ある開かれた学校づくりに取り組みます。

具体的には、オープンスクール、学校通信、Web ページ²⁶等により、保護者や地域住民に積極的に学校の教育活動を伝えます。さらに、学校評価に取り組み、学校関係者評価委員が学校の自己評価結果を検証し、評価を行うことで、学校運営の改善を図ります。

【施策と実践項目】

- ① 地域に根ざした学校運営の推進
 - オープンスクールの実施
 - web ページ等による学校の情報発信の充実
- ② 学校評価システムの推進
 - 学校関係者評価委員会²⁷の充実
 - P D C A²⁸による学校改善の推進

(4) 安全・安心な教育環境の整備

子どもたちが安全な環境の中で学校生活を送れるよう、日常的に施設・設備の点検を実施し、老朽箇所や危険箇所の改修を行うとともに、地震発生時における子どもたちの安全を確保するため、非構造部材の耐震化など災害に強い学校づくりを進めます。

また、学校と家庭、地域のボランティアや関係機関との連携により、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進します。

【施策と実践項目】

- ① 学校施設の安全性の確保

²⁶ Web ページ……インターネット上で公開されている文書。

²⁷ 学校関係者評価委員会……学校運営について学校の自己評価を点検・検証するため、保護者や学校評議員、地域住民等から構成された組織。

²⁸ P D C A……P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) の略。学校運営計画の作成、計画の実施、実施内容の評価、結果を踏まえた改善の順に、自己点検及び学校関係者評価をもとにして学校運営の改善を行っていくこと。

- 定期的な安全点検の実施と危険箇所の修繕
- 非構造部材の耐震化の推進
- バリアフリー化の推進
- 老朽改修（エコ改修²⁹）
- 設備・備品の充実と適正管理

②危機管理体制の確立

- 学校内外の安全確保の強化
- 学校防災体制の充実
- 危険予測と危険回避能力の育成
- 自然災害等への対応力の育成

③安全教育の推進

- 実践的な防犯教室の推進
- 交通安全教育の推進

④防災教育の充実

- 自らの命を守る能力の育成
- ボランティア活動の充実
- 学校・家庭・地域と連携した防災訓練の推進

²⁹ エコ改修……温暖化対策として、学校施設も地球環境への負荷軽減を図る必要がある。エコ改修とは、既設学校施設の改修に際して、省資源化や自然エネルギーの活用など地球環境に配慮した取組を積極的に取り入れること。

3 人と人とのつながりを大切に生涯学習をすすめます

一人一人の人権が尊重され、こころ豊かに、元気よく、学び続け、暮らすことができる社会を実現していくためには、市民が生涯にわたり学習できる環境を整備することが必要です。

急激に変化していく社会の中で、豊かであり質が高く、充実した生涯学習を展開していくためには、市民の生涯学習に対するニーズを的確に捉え、学習機会の提供を行うとともに、住民の主体的な学習活動を支援していく必要があります。

生涯学習を通して人権文化を築き、共生社会を実現していく取組を推進します。

(1) 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進

人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまちづくりをめざして、「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、さまざまな取組を進めてきました。その結果、人権尊重の意識が徐々に私たちの社会や生活に根付いてきていることがうかがえます。しかしながら、同和問題に関しては、日常に暮らす地域において差別意識や言動が残っていることや、若い世代での人権に関する意識に課題があることも明らかになりました。さらに、社会の変化に伴い、インターネット上における人権侵害やいじめなど、新たな課題も生じており適切な対応が求められています。

今後も「三木市人権尊重のまちづくり条例」の具体化を通して、市民一人一人が尊重され、差別のない社会をつくりあげていく必要があります。

そのため、人権尊重の基盤となる自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神を養い、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けて主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成します。

また、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ共に責任を担う男女共同参画社会の実現をめざす教育を推進します。

【施策と実践項目】

① 人権教育・啓発の充実

- 市民の主体的な学びの促進と学習機会の拡大
- 地域における人権教育・啓発の充実
- 若年層の人権意識の高揚

② 男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会をめざす意識づくりの促進
- 男女が共に築く家庭生活と地域社会づくりの推進
- 男女の人権を尊重した社会づくりの推進

(2) 地域・家庭の教育力の向上

社会がますます複雑多様化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化するなかで、子どもたちの自然体験や社会経験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などが指摘されています。そこで、子どもたちの学びや成長を支えるため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、一体となって取り組むことが求められています。

家庭の教育は、教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどの資質や能力を身につける上で極めて重要な役割を担っています。

また、地域社会は、子どもたちの健やかな育ちを支えるため、子どもたちが地域の人とのつながりを深めながら地域に愛着を持ち、地域の良さに気付くような活動や体験を積極的に提供していくことが重要です。その一環として「トライやる・ウィーク」の受入れや、保護者やボランティアなどの学校事業参加により学校教育活動に積極的に関わっていくとともに、「人の目の垣根隊」や青少年補導委員などの活動を通して、子どもたちの安全・安心の確保や青少年の健全育成を推進します。

【施策と実践項目】

① 家庭教育支援の推進

- 学校・家庭・地域が一体となった家庭教育の推進
- P T Aと連携した研修会などの学習機会の充実
- あいさつ運動の推進

② 子どもを守り育てる地域づくりの推進

- 学校・家庭・地域が一体となった青少年の健全育成を図る活動の推進
- 学校サポート体制の充実
- 地域で子どもを守るボランティア「人の目の垣根隊」等の活動の充実
- 子どもたちの多様な体験活動や地域における交流活動の推進

(3) 学びたいときに学べる環境の整備

あらゆる世代が生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも学べるように、市内全域に配置された公民館を中心に、学びたいものを学べる学習環境を整備していくことが大切です。そのために、個人の要求と地域の課題への対応等、多様な学習機会を確保する環境づくりを進めていきます。

そこで、自分の経験や学びの成果を生かしたい人たちと、そうした知識や情報を求めている人たちを結びつけるため、人材の登録を進めます。

また、生涯学習に取り組もうとする時、いつ、どこで、どんな学習が行われているのかという情報や一人一人に応じた学習情報の提供に努めます。

【施策と実践項目】

ライフステージに対応した生涯学習の推進

- ライフステージに対応した各種講座の充実
- 「みっきい生涯学習講師団」の派遣など、地域住民の自主的な生涯学習活動への支援
- 高齢者大学など、熟年・高齢者の生きがいをづくりを支援する学習機会の充実

(4) 地域に根ざした生涯学習の活性化

現代社会では、一人一人が自己を磨き高めるとともに、社会の一員としての自覚をもって、積極的に社会参画していく姿勢をもつことが期待されています。

三木市においては、公民館が生涯学習活動の拠点となり、地域連帯意識の形成に資する重要な役割を果たしています。各公民館では、地域のニーズに適した学習機会を提供し、地域課題の解決に向けた学習の振興を図るとともに、小中学校や地域のボランティア・各種団体にも働きかけ、より多くの地域住民の参画による事業展開を図り、ひとづくり・まちづくりの拠点としての機能を充実します。

また、学びや経験で得られた知識や技術・技能等をボランティア活動に生かしたり、周りの人に伝えたりすることを通じて、自分自身の能力をさらに深めることができるうえ、他の人の学習機会を創出することにつながります。

このように、公民館を核とした生涯学習活動が、地域住民の交流や、地域課題の解決に向けた学習機会となり、地域の活性化につながります。

【施策と実践項目】

公民館活動の充実

- 地域住民のニーズに対応する学習活動の充実
- 地域コミュニティの活性化の推進
- 地域に根ざした市民活動の活性化
- 納涼大会や文化祭、各種イベントを通じた地域住民相互の交流の推進

(5) 市民ニーズに対応した図書館の充実

市民が自ら学び、健康で文化的な生活ができるように、乳幼児、子ども、高齢者、障がいのある人、在日外国人など様々なニーズに配慮した、だれもが利用しやすい図書館づくりに努めます。

そこで、「第2次図書館活性化構想」³⁰を実現するために、市民がどこに住んでいても、身近なところで図書館サービスを受けられるよう、三木市立図書館、青山図書館、吉川図書館、自由が丘公民館図書コーナーを中心にサービスネットワークの充実を図ります。三木市立図書館は、これらサービス網の基点となるよう、一層中央館的な機能を備えた施設として移転、新設に向け取り組みます。

今後は、市民が求める資料（雑誌、視聴覚資料を含む。）をより豊富に提供できるように、兵庫県立図書館をはじめ他都道府県立・他市町立図書館等との相互協力に努めるとともに、子どもたちが、本に親しみながら知識、感性、表現力、創造力などを身につけられるよう、学校での朝の読書時間等への図書館資料の活用を図ります。また、郷土資料や視聴覚資料を充実させることにより、ふるさとへの理解を深め、視聴覚ライブラリーとしての機能を充実させます。

さらに、様々な図書館サービスを展開していくため、ボランティアグループとの協働を推進します。

【施策と実践項目】

図書館サービスの充実

- 三木市立図書館の移転、新設の推進
- 市民ニーズに対応した図書貸出の推進
- 図書館ボランティアなど市民参画による読書活動の充実

(6) 生きがいとうるおいを感じる文化の育成

文化は、人々の生活の中から形成され、こころ豊かな生き方と社会生活の基

³⁰ 「第2次図書館活性化構想」……平成24年度から平成27年度までの4年間を計画年度として、一層市民に親しまれ開かれた図書館となるよう、基本方針や数値目標、推進計画を定めたもの。

盤をつくる重要な要素を持っています。

近年、こころの豊かさや生きがい、ふれあいが求められています。人々は文化を創造し、享受することで、達成感やこころの豊かさ、生きがいを感じることができます。

このことから、平成21年5月に策定した三木市文化振興ビジョン³¹の推進を図り、人を元気にし、地域の活性化に繋がる身近な文化（芸術文化、生活文化、伝統文化）の活動支援や交流機会の提供などに努めます。

また、「三木歴史・美術の杜構想」³²を踏まえ、三木城址及び付城跡群³³を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町を含めそのエリアをひとつの大きな博物館に見立て、歴史の継承、市民の憩いの場の創出、まちの活性化に取り組むことを通して、まちの魅力を全国に伝え、市民の夢を育み誇りとなるような三木のまちづくりを進めます。

【施策と実践項目】

- ① 地域の文化資源を生かした文化の振興
 - 文化財の保存と歴史文化遺産の活用
 - 伝統文化に触れ親しむ機会の提供と支援
 - 伝統文化を守り継承する人材の育成支援

- ② 学び高め合う市民文化の交流の推進
 - 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進
 - 文化会館や美術館における多彩な文化・芸術事業の企画と開催

³¹ 三木市文化振興ビジョン……「誇れるわがまち文化」を育むための指針。文化資源の活用をはじめとする4つの基本方策のもと、文化芸術活動の推進を図る。平成21年5月策定。

³² 「三木歴史・美術の杜構想」……三木城址及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、歴史の継承、市民の憩いの場の創出、まちの活性化に取り組み、市民の夢をはぐみ誇りとなるような三木のまちづくりの指針。

³³ 付城跡群……敵城を攻めるとき、それに相対して築く城。

(7) 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興

平成22年9月に策定した三木市スポーツ振興ビジョン³⁴に基づき、生涯スポーツの振興という観点から、スポーツ活動をしている人々への対応とともに、生きがいでなく健康増進の面からも、スポーツ活動をしていない人々にも働きかけ、一人でも多くの人々が気軽に参加できる多様なプログラムの充実を図ります。

また、競技レベルの向上のため、競技団体がそれぞれの競技特性を考慮し、各年齢層の指導者が連携を図りながら、発達段階に応じた適切な指導を行うことができるよう支援します。

さらに、市民のスポーツ活動の多様化により、様々なスポーツ事業についても、市民ニーズに対応し、常に現行の事業を見直しつつ、その内容を充実させます。

【施策と実践項目】

- ① だれでも、いつでも、どこでもスポーツとふれあえる環境づくり
 - スポーツクラブ21の自立支援
 - ニュースポーツ³⁵の推進
 - みっきいふれあいマラソンの充実
 - 三木の特色を生かしたスポーツの振興

- ② 健康を維持する体力づくり
 - 健康管理のための体力測定の促進
 - 市民ウォーキングの充実

- ③ 競技レベルの向上と人材育成
 - 選手や指導者の育成支援

³⁴ 三木市スポーツ振興ビジョン……スポーツを通じて、親子のふれあいや地域の人々の交流を促進し、健康で活気あるまちづくりを推進する指針として平成22年9月に策定。

³⁵ ニュースポーツ……誰もがいつでも気軽に親しむことができるように考案された比較的新しい種目や、外国生まれで日本ではあまり知られていない種目。ソフトバレーボール、グランドゴルフ、ペタンクなど。